

平成28年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成28年9月12日（月曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	小 関 勝 教 君
副議長	土 井 敏 興 君
1 番	森 川 明 君
2 番	吉 岡 建 二 郎 君
3 番	松 山 教 宗 君
4 番	川 上 美 樹 君
5 番	楠 徹 也 君
6 番	本 郷 幸 治 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	山 崎 一 広 君
9 番	桜 井 龍 雄 君
10 番	谷 村 知 重 君
11 番	丸 山 文 靖 君
13 番	金 子 義 彦 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	中 平 匡 司 君
市 民 部 長	村 谷 宗 義 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	千 葉 一 夫 君
経 済 部 長	市 川 厚 記 君
都 市 整 備 部 長	本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長	小 橋 一 夫 君

消 防 長	後 藤 樹 人 君
総務部総務課長	村 上 孝 徳 君
総務部総務課長補佐	置 田 孝 浩 君

教育委員会委員長	高 橋 泰 浄 君
教 育 長	早 瀬 公 平 君
教 育 部 長	伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長	竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長	村 上 孝 徳 君

農業委員会会長	小 川 俊 美 君
農業委員会事務局長	吉 村 清 孝 君

監 査 委 員	星 野 恒 徳 君
監査事務局長	渋 谷 裕 子 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	三 上 忠 君
次 長	濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1 番 森川明議員、
2 番 吉岡建二郎議員
を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員（登壇） 平成28年第3回市議会定例会におきまして、大綱3点につきまして、市長ならびに教育長にお伺いいたします。

大綱1点目につきましては、税務行政についてです。

1つ目ですが、納税についてです。

岩見沢市では、2015年度、市税総額の収納率が93.4%となり、前年度から約0.7ポイント上昇し、過去最高を更新したとのことが報道されました。

岩見沢市役所税務課からお話を伺ったところ、コンビニエンスストアからの住民税収納が浸透したのではないかと分析しているとのことです。

本市におきましても、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税など、8つの市税総計における収納率は、平成23年度が85.4%、平成24年度は88.2%、平成25年度は88.6%、平成26年度は89%と年々収納率が上がり、さまざまな収納対策や啓発、事業所の協力を得て、給与からあらかじめ差し引いて事業者が支払う特別徴収にも力を入れ、関係職員の工夫と努力の結果があらわれているものと思います。

しかし、全道順位から申しますと、35市中いずれも33位となっており、また、国民健康保険税の収納率につきましては、平成23年度は63.7%、平成24年度は69.9%、平成25年度は69.6%、平成26年度は68.4%と、平成25年度からは下がっている状況であり、全道順位としては、平成24年度に35市中21位となりましたが、平成25年度以降は25位以下

であるとの状況と伺っております。

そこで1点目ですが、税については専門性の高い部門であり、関係職員の人員体制や人材育成について、どのように行っているのか。

2点目ですが、本市における納税の方法はどのようなものか。

3点目として滞納者においては、どのような階層区分に多いのか、また、全道平均レベルに到達しない理由の分析は、どのように行っているのか、そして、対処方法としてはどのような内容か市長に伺います。

大綱2点目につきましては、保健行政についてです。

病気は、「治す」から「防ぐ」時代へと進み、がんや生活習慣病を早期に発見できるだけでなく、未然に防ぐ効果があること、さらに医療費の削減にもつながり、各種検診についての重要性につきましては、多くの方が承知のところと思います。

1つ目として「ピロリ菌」検査についてです。胃がんの原因となるピロリ菌の早期発見と除去に向け、北海道大学のがん予防内科学講座の指導のもと進められた中高生への検査は、平成27年6月末時点で、道内14市町村が実施しているとの報道が北海道新聞よりありました。

本市におきましても、本年、美唄市医師会を中心に中学3年生を対象に行われたと伺っております。

そこで1点目は、本市として、中学生におけるピロリ菌検査の実施についてはどのように考えているのか。

2点目は、本年実施された検査の状況はどのような結果になっているのかについて、市

長に伺います。

2つ目として「乳がん検診」についてです。

厚生労働省が発表したデータでは、2014年の乳がんによる死亡数は1万3,240人で前年より増加、また1980年の3倍であることがわかりました。

日本人女性の12人に1人が、また米国におきましては8人に1人が発病、また原因の1つには、遺伝子に関っていることが多いとの統計が出されております。

そこで1点目ですが、本市における乳がん検診の実施内容は、どのようになっているのか。

2点目として、市民への周知や受診の状況について、市長に伺います。

3つ目として「成人の歯科健診」についてです。

厚生労働省では、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」において、虫歯や歯周病に代表される歯科疾患は、歯の喪失につながるため、食生活や社会生活に支障をきたし、ひいては、全身の健康に影響を及ぼすものとされ、歯及び口腔の健康を保つことは、豊かな人生を送るための基礎になるとされ、80歳になっても20本の自分の歯を保つ、8020運動が提唱・推進されているところであります。

本市においては、口腔ケアの最も基本となる歯科健診については、幼少期においては、学校で実施されておりますが、成人の歯科健診については、行われておりません。

そこで、本市における口腔ケアに対する考え方と取り組みの状況に付いて、市長に伺います。

大綱3点目につきましては、教育行政についてです。

1つ目ですが、図書館についてです。

人口5万人の佐賀県武雄市においては、2013年に市民の誰もが利用しやすく利用したくなる“市民の生活をより豊かにする図書館”を作る「新・図書館構想」のもと、武雄市図書館・歴史資料館は、2013年4月1日にリニューアルオープンしました。

従来の図書館像にしばられず、図書館、書店、カフェが一体的に融合することで、さまざまなライフスタイル・ステージの市民に居心地の良い場と新たなコミュニティを創出しており、リニューアルの年には、年間約100万人近く、市内外、県外からもこの場を訪れたとのことでした。

佐賀県武雄市だけではなく、神奈川県、海老名市立図書館、また、人口6万人の宮城県多賀城市に、本年3月21日、武雄市や海老名市と同様の形で、指定管理者制度のもと開館しました。

しかし、一方で、公立図書館としてふさわしくない図書を選定するなどの問題も生じております。

また、スマートフォンや電子書籍の普及、大型書店や大型古書店の進出など、私たちの読書を巡る環境は大きく変わり、本の概念も変化しています。

以上のことから、公立図書館の在り方やその役割について、改めて考えてみる時期に来ていると感じます。

そこで、次の2点について伺います。

1点目は、今後の市立図書館の役割と図書整備に関する考え方についてであります。

「読書離れ」や「活字離れ」がいわれて久しくなりますが、少子高齢化の進展とともに、情報通信技術の飛躍的な進歩、その利用者の低年齢化など、社会情勢や私たちのライフスタイルが大きく変わろうとしている中、公立図書館が果たすべき役割も変わらざるを得ないと考えますが、本市では、どのような方向性で市立図書館を運営しようとしているのか、また、そのためには、図書整備をどのような考え方で進めようとしているのか伺います。

2点目は、施設の整備についてであります。市民会館とともに、図書館も建設から50年近く経ち、老朽化が目立ってきています。

市民の安全で、快適な読書活動を支えていく上で、学習スペースや児童図書スペースの確保を含め、今後、どのように施設の整備をしようとお考えなのか、教育長に伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、税務行政について、納税についてであります。初めに、職員の人員体制と人材育成につきましては、徴収業務を担当する職員が4名、収納業務を担当する職員が3名、計7名の職員で業務にあたっているほか、滞納整理業務のため、週に1度、北海道から職員の派遣を受けているところであります。

また職員の人材育成につきましては、北海道が主催する税務行政に関する職員研修のほか、より専門的な知識と納税折衝技術の向上を図るため、各種の研修会に参加しているところであります。

次に、納税方法についてであります。個人市民税につきましては、市が送付する納税

通知書または口座振替通知書により、金融機関で納めていただく普通徴収と、給与または年金支払い事業者からの引き去りにより市に納付される特別徴収があり、それ以外の市税につきましては、普通徴収となっているところであります。

次に、滞納者の階層傾向につきましては、個人市民税の滞納者につきましては、所得金額200万円以下が364人で、69.7%、国民健康保険税につきましては、世帯の中で、国民健康保険に加入している方々の所得の合計200万円以下の世帯が440世帯で73.9%となっており、いずれも低所得の階層に多くなっているところであります。

また、本市における収納率が全道レベルに達していない理由につきましては、低所得の階層が多く、家庭においては収入が増えない中で、生活を優先した場合に納税が後回しにされるケースが多いものと推察しているところであります。

滞納者に対する対処方法といたしましては、「滞納整理マニュアル」を基本とし対応しているところであり、具体的な収納対策といたしましては、電話催告や夜間の納税相談、給与・預金等の財産調査による差し押さえの執行などにより、滞納者に対し、徴収の強化を意識づけることで、納税を促しているところであります。

次に、保健行政について、ピロリ菌検査についてであります。中学生を対象としたピロリ菌検査の実施にあたっての考え方につきましては、ピロリ菌は多くの場合、小学校入学ごろまでには気付かないうちに感染しており、胃炎や胃がんの原因となることから、早

期に除菌治療を行うことにより、その病気を予防することが可能となっております。

また、免疫力が高まり、胃酸の分泌も大人と同程度になる中学生以降では、除菌治療後の再感染は、ほとんどないといわれております。

あわせて、国内で胃がんになった人のうち、98%はピロリ菌に感染していることが北海道大学の研究により分かっており、こうしたことから、本年度、美唄市医師会の協力を得ながら、がん対策の大きな施策として取り組んだところであります。

次に、検査結果につきましては、市内4中学校の3年生172名のうち、ピロリ菌検査を行うことに同意した139名が、学校健診の尿検査の検体を用いて一次検査を行った結果、13名の陽性反応が確認されたところであります。

陽性反応が確認された13名のうち、10名の同意を得て、二次検査である尿素呼気検査を行った結果、5名に陽性反応が確認され、現在、除菌治療のための服薬をしているところであり、服薬後、3カ月間の期間をおき、尿素呼気検査で除菌状況を確認し、終了となります。

なお、二次検査を実施してない3名につきましては、検査結果や二次検査の必要性について説明をし、ご案内しているところであります。

次に、乳がん検診についてであります。本市における実施内容につきましては、好発年齢を抑える40歳の方に、その必要性や病気の早期発見・治療をご理解いただくために、検診無料クーポン券を配付し、健康づくりへ

の動機づけを図っているほか、2年に1回の検診を受けていただくために、個別通知を行っているところであります。

また、検診内容は、平成28年度から国の指針に基づいて、問診とマンモグラフィーによる検査を行い、これまで実施してきた視触診につきましては、行わないこととなったところであります。

検診による病気の早期発見・治療により、身体や生活に及ぼす負担を抑えることができることから、乳がん検診にあわせて、胃・肺・大腸がん・特定健診が同時に行える体制づくりと、検診日程を増やすなどの工夫を凝らし、より多くの方に検診を受けていただけるよう、引き続き取り組んでいくこととしております。

次に、市民への周知につきましては、広報紙メロディーへの掲載と65名の保健推進員活動による地域内での回覧や個別訪問により、受診勧奨を実施しているところであります。

また、保健師の活動として行っている地域での集いや各種教室におきましても、参加者に声かけするなど、きめの細かな周知に努めているところであります。過去3年間の受診率につきましては、平成25年度は15.8%、平成26年度は16%、平成27年度は15.1%にとどまっているところであります。

次に、成人の歯科健診についてであります。口腔ケアに対する考え方は、びばいヘルシーライフ21計画におきまして、健康で長生きするための健康づくりの項目として、虫歯及び歯周病の予防や年齢による身体及び認知機能を維持するための口腔ケアを位置付けているところであります。

主な取り組みといたしましては、北海道歯

科医師会から発行されている「健口パスポート」を活用した保健指導、年1回の歯科健診の受診勧奨、肺炎や低栄養の予防及び認知機能を維持するための「口腔体操」の普及と、歯の状態に合わせた口腔ケアの必要性について、周知・啓発を行っているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 川上議員のご質問にお答えいたします。

初めに、今後の市立図書館の役割と図書整備に関する考え方についてであります。図書館は、市民の皆さんの生涯学習活動を支える重要な施設であり、図書館法第2条では、図書館の目的として、「教養」「調査・研究」「レクリエーション」の3つをあげております。

ご質問にございました他市において、指定管理者制度を利用して「TSUTAYA」を運営するカルチャ・コンビニエンス・クラブ「CCC」が図書館の運営を担っていることに対し、これまでの図書館のイメージを一新する試みとして、「多くの人々に愛される図書館」、あるいは「新たな公共空間の創出」などの評価の声がある一方、図書の選定の問題、ポイントカード利用による個人情報管理の問題などの課題も指摘されており、公立図書館のあり方を広く問いかける契機となりました。

本市といたしましては、今日的な公共図書館の役割としては、人口減少や少子高齢化、情報通信技術の進展や新たなメディアの普及といった本市の状況を踏まえると、これまでの教養を深める場や学習の場という役割に加え、市民の皆さんの暮らしや仕事、まちづく

りにいかに役立つか、すなわち、地域課題に応じた学習機会の提供の場という役割を担っていく必要があると考えております。

そのため、図書整備の考え方といたしましては、1つには、「地域課題に対応した図書館」として、保健、福祉、医療、健康づくり、予防医学、環境保全、生物多様性などに関する図書を充実してまいりたいと考えております。

また、2つには、「個性ある図書館」に向けまして、炭鉱や屯田兵などの郷土史に関するものや平和関連の図書と資料の整備にも力を入れてまいりたいと考えております。

さらに、これらの図書整備と連動するソフト事業として、本に親しむきっかけづくりである「ブックスタート事業」、図書の紹介活動としての「ブックトーク」、地域の読書環境をつくる「移動図書館」、学校教育への支援、道立図書館との連携、美唄出身の児童文学作家である後藤竜二作品の紹介、ボランティア等の図書館に関わる人のネットワークづくりなどを進めてまいりたいと考えております。

次に、施設の整備についてであります。市立図書館は、建設から45年経過し、老朽化が進むとともに全体的に手狭になっておりますので、市民会館とともに、仮称であります「生涯学習センター」を構成する施設の1つとして、今後、具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員 自席から再質問いたします。

大綱1点目の納税についてですが、市税収納率が過去5年間で確実に上昇してきているのは、関係職員の方の努力の賜物と思います。

全道ランクから見ますと、まだまだこれからというところですが、さらに収納率アップに向けて、納税者の利便性向上のため、コンビニ収納やクレジットカードによる納税の検討、また、事情があつて納期内納付ができない方への丁寧な対応はもちろんですが、そうでない場合は、タイヤロックをはじめ、インターネット公売による納税方法について、強化していかななくてはならないと思いますが、このようなことにつきましては、どのようにお考えか市長に伺います。

次に、大綱2点目ですが、1つ目のピロリ菌検査についてです。

本年、美唄市医師会が行った中学3年生139名の1次検査実施者のうち、13名が陽性とのことで、そのうち、2次検査の同意を得た中で、5名が除菌対象者となり、治療を行っているとのことです。

北海道大学大学院医学研究科がん予防内科学講座で調査された中学生の感染率を見ますと、由仁町では4.3%、美幌町では4%、稚内市では9%という結果であり、平均感染率は5%前後との統計が出ております。

ピロリ菌は、5歳前後の幼少期に感染することが多く、除菌は、体力がおおよそ整った中学2年生頃に行うのが効果的との見識もできています。

将来のための胃がん対策として、中学生におけるピロリ菌検査について、美唄市として実施する方向で検討することについては、いかがお考えでしょうか。

2つ目の「乳がん検診」についてですが、本市におきましても、国の指針に従い、市民に対して通知を行い、保健師による丁寧な問診

とマンモグラフィーを行っていると同いました。

東北大学の発表によりますと、40代の女性を対象にした乳がん検診の大規模臨床試験で、マンモグラフィー検査にエコー検査を加えると、早期の乳がんの発見率が1.5倍に上がり、同大学では「エコー検査との併用が有効である可能性を示す一歩」であるとのことでした。

また、北海道地域保健課がん対策グループから伺ったところ、道内では、19市町がエコー検査を行っているとのことでした。

このようなことから、まず1点目として、本市におきましても、今後、国の指針である問診とマンモグラフィーに加え、エコー検査の実施や遺伝子との関連性も高いということから、遺伝子検査なども取り入れるなど、今後の乳がん検診のあり方について、どのように考えているか伺います。

次に、2点目として、現在策定中の新市立美唄病院において、先に述べました予防検診体制の整備は、病院経営を考える上でも、また、近隣自治体が取り組んでいない予防医療の構築は、今後、大きく求められると思えます。

これらのことを踏まえて、乳がん検査機器等をそろえ、市民の健康向上に努めるものと考えますが、機器の導入および対応についてはどのように考えているか市長に伺います。

3つ目の「成人の歯科健診」についてですが、厚生労働省では、平成8年より「口腔保健と全身的な健康状態の関係に関する研究」において、80歳の高齢者を対象とした統計分析から、歯の喪失が少なく、よく噛めている者は、生活の質及び活動能力が高く、要介護者におけ

る調査でも、咀嚼能力の改善を図ることで、誤えん性肺炎の減少や日常生活における動作の改善が示されています。

現在、歯科健診への助成制度を利用しながら、岩見沢市では、40歳以上を対象に、また、栗山町では、40歳から10歳ごとに80歳まで、それぞれ無料歯科健診を実施しており、これは特に、壮年期以降について、歯周病と歯肉炎の罹患率が81%を超え、加齢とともに増悪していることと同時に、歯を失うことも増加していることから、その予防対策として実施しているとのことです。

本市においての成人、特に壮年期以降についての歯科健診実施については、どのようにお考えか市長に伺います。

次に、大綱3点目の「図書館」についてですが、図書は、人の苦しみや迷い、不安や悲しみを感じた時に、勇気や元気を取り戻す大きな役割を担っていると思います。

どのような時に、どんな本を読むと勇気付けられるのか、また、年代別にも、思春期の生徒向けにはどんな図書を、子育てや働き盛りのストレスのたまりやすい年代にはどんな本を、高齢者には、生き生きと毎日を送るためにはどのような図書を、また、各地域や学校等にも出向いたり、SNSを利用した読書の推進を積極的に行うなどの事業展開などについては、どのように考えているか。

また、他市における図書館の先進的な事例を参考に、子どもから大人までが利用できる、利用したくなる図書館をめざし、人が集まりやすい複合的施設にすること。

さらに、市内の学校図書館と連携して、図書をデータベースで結ぶなど、より広範囲

な使い方を市民に提供していくことについては、どのようにお考えか、教育長に伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、さらなる収納率向上に向けての取り組みについてであります。現在、納税につきましても、窓口や金融機関、郵便局での取り扱いとなっておりますが、収納対策の一環として、納税者の利便性の向上が期待されるコンビニ収納につきましても、市税のみならず、上下水道料金や市営住宅家賃など、他の使用料や料金への関係も含め、財政的な支出も生じることから、現在、他市町村の導入事例も参考にしながら、庁内において、検討を行っているところであります。

また、自動車のタイヤロックを活用した差し押さえやインターネット公売の実施につきましても、双方とも実施できる状態にはありますが、公売して換価できる差し押さえ財産がない、あるいは車両を保有する滞納者との事前の納税相談等で、納税計画ができていることから、実績は今のところないところであります。

次に、中学生のピロリ菌検査についての考えについてであります。中学生を対象としたピロリ菌対策が、胃がんの予防に有効であるとは認識しておりますことから、庁内におきまして十分協議を行い、平成29年度以降の実施につきましても、継続に向け検討することとしております。

次に、乳がん検診のあり方についてであります。マンモグラフィと併用したエコー検査の有効性は認識しておりますものの、乳

がん検診を委託している北海道対がん協会が行う集団検診におきましては、エコー検査及び遺伝子検査が含まれていないことから、現状では、実施できないものと判断しているところであります。

このため、今後、国の指針等に留意し、他の自治体の実施状況等につきましても、調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、新病院における乳がん検査機器等の導入及び対応についてであります。現在、市立美唄病院では、乳がん検診を実施しておりませんので、機器を導入し、検診を実施する場合は、機器の整備費用や検診実施体制の整備など、課題が多いことから、市内における乳がん検診の実施体制や受診状況等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、歯科健診の実施についてであります。平成26年度の「成人歯科保健に係る道民歯科保健実態調査」では、歯科医療機関等で定期的に歯科健診を受けている方の割合は、北海道の平均値27.6%に比べ、本市におきましては50%と、道内の平均より高い水準にあるものの、今後、高齢化がより一層進む中で、壮年期以降の歯科健診は、重要な取り組み事項でありますとともに、幼年期、児童期、青年期の早い時期から取り組むなど、各ライフステージに応じたそのあり方について、歯科医師会をはじめとする関係機関等と協議するなど、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君 川上議員のご質問にお答えいたします。

市立図書館についてであります。先ほど

お答えいたしましたように、「地域課題に対応した図書館」、そして「個性ある図書館」づくりに向けまして、図書の本数の整備とともに、ソフト事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

その中で、世代別ニーズへの対応、レファレンスサービスとしての相談業務やお探しの本の調査・紹介、移動図書館や学校教育の支援などに十分配慮してまいりたいと考えております。

また、電子情報の利用に関しても、インターネットの活用に加え、SNSへの展開など、きめ細かな情報発信と内容の充実に向け、順次、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

施設の整備につきましては、今後、策定されます「公共施設等総合管理計画」との整合性や仮称「生涯学習センター」の機能等の検討の中で、公共施設の集約や複合化に関する議論を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、図書館は、「施設」「職員」「資料」の3つの要素がそろって初めて、市民の皆さんへの必要なサービス提供が実現できるわけでありますので、今後とも、特に重要な司書の育成をはじめ、3つの要素の確保と充実に向けまして、教育委員会と市長部局との連携のもと、進めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員 自席から再々質問をいたします。

さらなる、収納率向上に向けての取り組みについて伺いましたが、コンビニ収納については、市税のみならず、上下水道料金や市営

住宅家賃、使用料も含め、庁内関係部署との協議を行い、他市町村の事例も参考にしながら検討するとのことですが、このことにつきましては、数年前から、すでに議会において議論されているところであります。

遅々として進んでこなかったのは、なぜなのか。試算は行っているのか。

また、さらに申しますと、コンビニ収納を実施するのか、しないのか、実施するのであれば、いつから実施するのか、また、実施しないならば、どんなデメリットが理由で行わないのか、このことについて、お答えをいただいてももう良い時期ではないでしょうか。市長はどのようにお考えなのか伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 川上議員の質問にお答えいたします。

コンビニ収納が進んでこなかった理由についてであります。コンビニ収納につきましては、これまで導入にあたってのメリット・デメリットや、費用対効果なども含め、横断的に各課で検討を行ってきたところでありますが、財政健全化計画中の費用負担の大きさや総合住民システムの更新時期の問題から、実施には至っていないところであります。

現在、システムの更新を控え、関係各課で検討中ではありますが、コンビニ収納導入に係る費用につきましては、市税に関する部分では、現時点で、おおむね1,100万円と試算をしているところであり、いずれにいたしましても、コンビニ収納につきましては、現在、検討を進めておりますが、税だけでなく、他の使用料などにも関連することから、導入にあたりましては、総合的に判断し、できるだ

け早い時点で方向性を示してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員（登壇） 2016年第3回定例会にあたり、大綱3点について、市長及び教育長に質問いたします。

大綱の1点は、人口増に向けた施策について、お伺いをいたします。

民間研究機関の日本創生会議、増田レポートの消滅可能性都市の発表は、地方自治体にとって、また、地方に住む私たちに、1つの衝撃を与えるものでした。

2010年からの30年間で、20歳から39歳の女性の人口が5割以上減少することを指標としておりました。また、人口1万人を切る523の自治体は、とりわけ消滅の危険性が高いと名指しで発表されたことで、小規模自治体に大きな衝撃が走りました。

一方で、このレポートは、出産適齢期の女性人口の推移による分析が短絡的であることや、東日本大震災以降の地方回帰の流れなどが加味されていないことなどから、問題がある分析だとの指摘もあります。

私も初めて聞いたときは大きな衝撃でしたが、冷静に考えれば、疑問を感じざるをえませんでした。

しかしながら、増田レポートは、将来の人口推計に1つの問題提起をしたという点では、評価できると考えます。

振り返って、美唄市の人口推移についてですが、私から申し上げるまでもないことですが、昭和29年9万人を上回ったのを最高として、以後、右肩下がりとなり、現在では、2

万 3,000 人を切っている状況です。

持続可能な自治体経営のためには、少子高齢化にあらがって、人口を増やしていくことが求められています。

本市では、移住・定住促進事業に取り組んでいます。この事業の経緯と、実績を改めて伺いをいたします。

また、日本全体が人口減少の中、自治体が競って移住・定住者の獲得にいろいろな施策を展開していると感じているのは私だけではないはずです。

今後は、どのような取り組みをしていくのかについて伺いをいたします。

大綱の 2 点目は、職員のメンタルヘルスについて伺いをいたします。

厚生労働省のデータによると、うつ病の患者は 1999 年には約 44 万人だったのが、2011 年には約 95 万人、10 年間で 2 倍になっています。2016 年の現在では 100 万人にも上るといわれています。特に、40 代男性に多く発症するといわれています。

自治体職員の皆さんは、日ごろ多様な市民サービスなどに携わっています。公務員の統計上、国家公務員で 1% 強、地方公務員で 1% 弱の職員がうつ病で休職しているとのこと。

そこで、本市の現状について伺いをいたします。

精神疾患、特にうつ病が原因で休職している職員について、休職者数と休職の期間について伺いをいたします。

次に、休職された職員の補充について、どのようにしているのかについて伺います。

限られた職員の中での日常業務だと考えま

すが、常に直接市民との相談、サービス業務などには支障にないようなスピーディな職員の補充など、されているのかについて伺いをいたします。

次に、予防について伺います。

うつ病は早期での発見が重要であるといわれています。もしやと思ったら、ためらわずに専門医を受診することが望ましいのですが、市内での予防について、どのような取り組みがされているのかについて伺います。

大綱の 3 点は、教育行政について教育長に質問いたします。

学校給食について質問をいたします。

美唄市の学校給食は、なるべく加工食品を使わず、基本、手づくりをしていると認識しております。

また、食器も強化磁器を早期に導入し、従来の学校給食のイメージとは、桁違いの環境となっていると認識しています。

そこで、食材の調達についてですが、どのようにしているのでしょうか。

学校給食には、なるべく地産地消が望ましいといわれているわけですが、北海道という土地柄、冬場は新鮮野菜などは手に入らないわけですから、厳しいとは考えますが、地場産の食材の比率はどのようなのかについて伺いをいたします。

次に、給食について伺います。

まず、現在の給食費はいくらなのか伺います。

また、消費税を 8% に引き上げる際、増税を上乗せしないで運営をすると、私の一般質問への答弁があったわけです。

管内の自治体でも、増税に伴い給食費の引

き上げを行った自治体もありました。今日、消費税の再増税が延期されたもとで、今後の給食費について、どのようにお考えなのかについてお伺いをいたします。

また、消費税増税に際して、学校給食の食材について、税の対象から外すよう要望しているとのことでしたが、この点についても、どのようなのかお伺いをいたします。

教育行政の2点目は、携帯電話についてお伺いをいたします。

今や携帯電話の普及は、目覚ましいものがあります。機能も多様なものを兼ね備えており、スマートフォンさえあればパソコンが無くても十分という人もいるそうです。また、このため、キーボードを使うのが苦手だという青少年もいると聞いています。

携帯電話の質問の1つ目は、学校現場での携帯電話の取り扱いについて、どのようにになっているのかお伺いをいたします。

その2つ目には、使い方の学習については、どのようにになっているのか、お伺いをいたします。

便利であればあるほど、その裏側にある危険性についてもしっかりと認識しなければならないと考えます。そのためには、年齢に応じた使用を教えなければならないはずですが、どのようにになっているのか、お伺いをいたします。

また、本市での児童生徒の携帯所持率はどのようにになっているのか、数字があればお伺いをいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、人口増に向けた施策について、移住・定住促進事業についてであります。初めに、助成制度の経過につきましては、平成24年度から、新築・中古住宅を購入して市内へ転入された方に対する助成制度を創設し、移住者の増加を図ってきたところであります。

この制度を活用したこれまでの移住実績を年度別に申し上げますと、平成24年度は4世帯11名、平成25年度は2世帯7名、平成26年度は9世帯16名、平成27年度は5世帯10名が移住されたところであります。

本年度につきましては、この制度を活用して移住された方はおりませんが、現在、3件が申請に向けて検討されている状況であります。

次に、今後の取り組みの予定についてであります。この制度につきまして、平成28年度から、子育て世帯に対する助成の一部拡大を行ったほか、管内の市町と連携した首都圏での移住フェアの出展など、効果的な取り組みにつながるよう、美唄市移住・定住推進協議会の皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員のメンタルヘルスについて、現状についてであります。精神疾患が原因で休職している職員数とその休職期間につきましては、現在、休職している職員は2名で、休職期間につきましては、1名が通算で2年3カ月、1名が2カ月となっております。

次に、職場への補充についてであります。職員数が減少している中、休職等による欠員の状態は他の職員の負担増となることから、臨時職員を配置するなどの対応のほか、限られた人員での配置がえ等により対応している

ところであります。

次に、予防についてであります。社会を取り巻く環境が、ますます複雑化・高度化し、職場内での不安、悩み、ストレスなど、心の健康に不安を抱えている職員が増加する傾向にあり、メンタルヘルス不調者を出さないためには、早期の発見が重要であると考えておりますことから、市内の医療機関とメンタルヘルスケアアドバイザー契約を締結し、職員、家族、管理監督職員が医療機関、あるいは市役所内での出張相談を行える体制を整えるとともに、管理職向けメンタルヘルスセミナーなどへの受講の機会を提供し、本人以外も予防や早期発見することができるよう取り組んでいるところであります。

また、労働安全衛生法の改正により、事業主にストレスチェックが義務付けられたことから、この制度も活用しながら、メンタルヘルス不調を未然に防ぐことができるよう方策を講じることとしており、配置につきましては、職場環境を十分に考慮した適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校給食についてであります。食材調達における地元食材の使用割合につきましては、米は100%、パン、めん類、調理用の米粉も100%が美唄産となっており、生鮮野菜は、平成27年度までは、全体使用料の23%が美唄産となっています。

次に、給食費の現状と今後の考え方についてであります。1食あたりの単価は、平成21年6月から、小学校は260円、中学校は308

円となっております。

消費税率が8%に引き上げられた平成26年4月以降、給食費を据え置き、献立内容や食材選定、調達方法などの工夫により対応しているところであります。食材価格が毎年値上がりしており、現在の給食費の中での対応が厳しい状況となっております。

そのため、教育委員会といたしましては、給食費の見直しの議論のための考え方について整理をし、その上で、最終的に給食費を決定する美唄市学校給食運営協議会に対し、今年度中に協議、検討をお願いしたいと考えております。

また、国に対する要望についてであります。北海道都市教育委員会連絡協議会並びに北海道都市教育長会を通じて、今後予定されている消費税引き上げにおいて、学校給食の食材をその対象から外すよう、継続して国に要望しているところであります。

次に、市内小中学校における携帯電話やスマートフォンの取り扱いについてであります。児童生徒が学校へ携帯電話等を持ち込むことにつきましては、小中学校9校のうち、7校が「一切禁止」としております。他の2校につきましては、「保護者が必要に応じて申請する場合」に限って校長が許可しており、今年度の申請の状況で申し上げますと、全校児童生徒数に対する比率で約10%となっております。

許可された児童生徒につきましては、担任が携帯電話等を預かって下校時まで保管し、校内では使用させないこととしております。

次に、携帯電話等の使用にかかる児童生徒への指導につきましては、すべての学校とも

「特別活動」や「道徳の時間」等において実施しているところです。

また、最新の状況を踏まえた、より具体的な事例を学ぶため、携帯電話会社等による「携帯安全教室」を実施するなど、学習内容の工夫を図っている学校が増えてきております。

さらにPTAの動きといたしましては、市PTA連合会が中心となって、「携帯電話等の使用に関するルール」をすべての小中学校で作成し、保護者に向けて啓発運動を行うなど、全市的な取り組みが広がっております。

市内児童生徒の携帯電話等の所持率につきましては、平成27年度の「全国学力・学習状況調査」によりますと、小学校6年生で60.8%、中学校3年生で77.1%となっており、年々増加傾向にあります。

教育委員会といたしましては、このような状況を踏まえ、今後とも学校における情報モラル教育の充実に努めるとともに、学校と家庭、地域との一層の連携強化に取り組んでまいります。

●議長小関勝教君 7番、吉岡文子議員。

●7番吉岡文子議員 それでは自席から再質問させていただきます。

人口増に向けた施策についてですけれども、移住・定住促進事業は、導入から5年が経過しています。毎年でこぼこはありますけれども、約500人前後で人口が減少している本市で、4年間で20世帯、44人の新住民を獲得するという事は、一筋の光ではあります。

しかし、人口減に歯止めをかけるものとはなっていないというのが実態ではないでしょうか。決して、この事業を否定するものではありませんけれども、これに加えて、さまざま

な方策を講じるべきだと考えています。最近、田園回帰1%戦略というものを提唱する藤山浩さんという方のお話を目にしました。

もうご存知であれば余計なことかもしれませんが、市町村消滅論が衝撃を与える中、過疎発祥の地、島根県の正反対のデータが注目されているそうです。県の大半を占める中山間地域の3割以上のエリアで、この5年間に4歳以下の子どもが増えている、特に離島や山間部といった田舎で、若い世代のUターン、Iターンが目立っている、このような田園回帰を全国へ広げていくビジョンと戦略を大胆に提案しているのが、この藤山さんです。

そのために毎年人口の1%にあたる移住者を受け入れていけば、多くの過疎地で30年ぐらいい間の間に人口減は止まる、そのために必要なのは、地域外に流出してしまっている所得を毎年1%ずつ取り返していく戦略と移住者を受け入れて生かす人的つながりの再構築戦略であると、このように述べておられます。

1%といっても、美唄でいえば、いきなり200人の移住者を迎えるというのはすぐには考えられないことですが、人口減少に対する1つの方策となるのではないのでしょうか。

島根県とえば、以前にも私が子育て支援策で子どもが増えていると紹介しました邑南町では、町の総合戦略に64人という毎年の定住者の目標を書き込み、12ある公民館単位ごとの活動が始まっているそうです。

ある地域では、住民が合同会社を立ち上げて、新規就農のIターン者をすでに募集しています。

改めて、この島根県邑南町、そしてこの藤

山浩さんが提唱する田園会期1%戦略に学び、幾重にも積み上げられた厚みのある政策が、そしてまた市役所と地域住民が一体となつての人口増の取り組みが求められると思いますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、職員のメンタルヘルスについてですけれども、今ほどのご答弁では、病気にも配慮の上に配置をされているというようなお話でしたけれども、私の印象では、どうもそうではないような気がする部署も見受けられません。

何年にもわたって欠勤者がいて、理由を聞くと、結局うつ病だったということでお休みになっているという職場があります。4月の異動の際には、こういった点にも配慮の上、きちんとした配置をしていただきたいと、このように考えます。

また、うつ病になったらしっかりと休んでから復帰をしてもらう、現場には補充を適切にスピーディに行う、任務が過重になり、休職者にとっても現場の働く人にとっても、市民サービスの点からも、この点が重要だと思います。この点については、要望としてお聞き願いたいと思います。

続いて、教育行政についてお伺いをいたします。

まず食材調達についてですが、米などは産地であることで100%、新鮮野菜については、やむを得ない数字なのかと思えますけれども、今後さらなる地元調達ができるような形を望みたいと思います。

給食費についてですけれども、私が心配するのは、やはり先ほど教育長のご答弁にもあったように、消費税増税の際に、現行の給食

費で今後頑張るとしたわけですがけれども、あれから増税の影響だけではなくて、食材の価格がどんどん上がっています。

見直しについては、運営協議会での協議・検討があるということですがけれども、その時期のめどとしてはいつぐらいになるのか、その考えをお伺いいたします。

また、携帯電話についてですけれども、所持率をお伺いしまして、やはり小学生、中学生いずれも高い所持率となっているのが印象です。情報化が進む社会情勢にあつて、便利ではあるけれども、危険な状況も含んでいるというのが今日の携帯電話というものではないでしょうか。

改めて高額な使用料の件や犯罪に巻き込まれる危険性など便利さの背景にある危なさを含めて、家庭での保護者の見守り、そして学校現場での指導などを要望しておきたいと、このように思っております。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

人口増に向けた施策に関する多面的な取り組みの考え方や方策についてであります。基幹産業である農業の担い手の確保や、企業誘致による新たな雇用の創出などが重要であると考えております。

このため、これまで新規就農希望者を対象とした札幌市での説明会に参加し、本市の魅力や支援制度のPRを行ってきたほか、今後は、新規就農につながる農業研修等の受け入れの仕組みづくりを進めてまいります。

また、企業誘致に向けましては、企業訪問や展示会等を通じた活動を継続し、企業誘致

による新たな雇用の創出に取り組んできたところでもあります。

さらに、都市住民を受け入れる「地域おこし協力隊」制度を活用し、起業や就業につなげてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、人口減少は、本市における喫緊の課題の1つであることから、これまでの取り組みを継続するほか、まちの活力と魅力を高める効果的な施策につきまして、引き続き検討を行い、国の地方創生関連交付金など、有効な財源を確保しながら、人口減少対策に取り組んでまいります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

今後の給食費の検討についてであります。給食費の見直しにあたりましては、食材の価格が重要な要素となりますので、その動向を確認しながら、他市町村の給食費の状況なども勘案し、教育委員会としての考えを整理し、学校給食運営協議会において具体的に協議、検討していただきたいと考えております。

また、見直しが必要とされた場合には、平成31年10月の消費税の税率引き上げを念頭に、学校給食運営協議会には、可能な限り早く、その内容を定めていただくよう取り進めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

1番、森川明議員。

●1番森川明議員（登壇） 平成28年第3回定例会にあたり、大綱5点について市長、教育長に質問をいたします。

冒頭、道内で1,000億以上の4台風被害、罹災者、被災地に心からお見舞いを申し上げ

ます。

また、日本海を挟んだ隣国北朝鮮、核弾頭5回目を強行し、奥尻沖の200キロに落下しました。核廃絶に逆行する暴挙で、何を考えているのか。国際包囲網で追加制裁を強行すべきです。

TPPの動きも国民不在に秘密裏に進められ、一方では、政府は新保険制度を考えているようですが、アメリカ大統領選の民主、共和両党の候補が反対しており、アメリカの批准がなければ発効されません。国会審議は急ぐ必要はないと思っています。

質問の大綱第1点目は、受動喫煙防止条例についてです。

(1) 受動喫煙防止条例について、7月1日から受動喫煙防止条例が施行され、2カ月が経過しています。たばこの煙を喫煙者以外が吸う受動喫煙による健康被害を防ぐため、道内で初めて制定し施行されました。

全国では、神奈川県が2010年に実施済みですが、全国・全道の各自治体にも大きな広まりを見せ、市民は期待し見守っています。

市も各施設などが条件に基づき、求められる対応をわかりやすく示した禁煙ステッカーの配布、アンケート調査等を実施、条例が浸透しているか、条例が市民の健康づくりに結びつくかどうか、さらなる充実した取り組みを現在行っていますが、各施設の中で、成果があるものの、全体的なものとなっていない感もしています。飲食店、パチンコ店、住居等の対象外を含め、どのような検証をしているかを伺います。

①制定が昨年12月、施行が7月1日で、「健康のまちづくり」が市民に十分浸透して

いるか

- ②自治体からの問い合わせ状況
- ③アンケート調査の分析結果
- ④対象外に対する働きかけの状況
- ⑤効果と課題です。

大綱2点目は、農業ツルコケモモの栽培についてです。

(1) 農業ツルコケモモの栽培について、市内の道立総合研究機構林業試験場が、湿地に自生するツルコケモモの農業栽培に向けて、研究に取り組んでいます。

かつては、美唄を含め道内も湿地が多くありましたが、開拓するに伴い自生地が消滅し、とれなくなりました。

ツルコケモモは、美肌や生活習慣病の予防に効果があるとされ、商品化になりますと、第2のハスカップとして市場価値が有望とされています。

果実はレモン同様程度のビタミンCや赤ワインの2倍のポリフェノールを含み、生のままや漬物としても食べられるといいます。

市が把握している範ちゅうで次の点を伺います。

- ①特産品として市場価値は十分か
- ②市には4ヘクタールの湿原があり、湿地以外でも栽培は可能なのか。また、栽培技術は難しいのか
- ③ハスカップは農協増産で広がりを見せました。農家の副収入として期待をしたいが可能性はどうかという点です。

大綱3点目は、最低賃金の現状についてです。

(1) 最低賃金、市の実態について、厚労省は8月23日に、2016年度の地域別最低賃

金の改定結果を発表しました。全国平均が25円増の時給823円、2015年度より18円上回り、2002年度以降で最大の引き上げ幅、北海道は10月から786円となりました。

安倍首相は最低賃金の3%引き上げに意欲を示し、1,000円を目指していましたが、平均時給1,000円の実現は、7年後に先延ばしともマスコミ等ではいわれています。

国も道も最低賃金の実態調査を行っていますが、気になるのは市の位置づけです。

過日、市内に事業所がある企業9社が、人手不足のために合同説明会を開催したところ、応募が少なく、働き盛りの地域の減少と待遇改善の良いところに流出も見られ、求人難も深刻な状況にあると報道されました。

伺いたい点は、①市の最低賃金について、掌握している現状を伺います。

大綱の4点目は、保育士の給与改善等についてです。

(1) 保育士給与改善等について、厚労省は全国の2万3,000人の待機児童の解消に向け、人材確保と保育士の基本給引き上げの促進を事業者に打ち出しています。

道の実態調査では、6割が給与改善を求め、資格がありながら働いていない人の5割は、勤務するには経済的な条件が不安と答えているのです。

保育士の平均月給は、2015年、全国で約22万円、全職種の平均より約11万円も安く、経済的にも不安が根強い状況なのです。

伺いたい点は、市内の保育士の現状、職員増、賃金、事務雑務の軽減等の現場環境改善点で、対応として、事業所に対し、国の予算配分の増額を市から国、道に働きかけが必要

です。

①市は待機児童ゼロと思われそうですが、その実態

②給与水準の実態と職場環境改善についてです。

大綱5点目は、教師の超過勤務について、

(1) 教師の超過勤務について教育長に伺います。

教師の多忙化は慢性化しているといわれ久しいわけです。

内容は、平日勤務、休日勤務、自宅への持ち帰り、またクラブ活動等で、要因はどこにあるのかと申しますと、ゆとり教育から、学力重視へのシフトの転換、新学習指導要領が起因しており、テスト競合による管理体制の強化、また研修の多さから、レポートの作成、運動部活動、クラブ活動等、子どもと向き合う時間が少なくなっています。

道教育委員会は、このことを踏まえ、実態調査から一斉退勤日の設定、教職員の定数の見直し、2014年度の重点事項の設置等、それぞれ努力をされていますが、成果があらわれていません。

クラブ活動の指導等における超勤も休養日の基準を定めましたが、3割しか守られていないとの報道もあります。

伺いたい点は、①市の実態と改善策

②運動部活動における休養日の実施状況

③時間外勤務縮減モデル校の現状についてです。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、受動喫煙防止条例についてであり

ますが、条例制定後の状況につきましては、市民に身近な子育て広場での「親子健康教室」や「出前健康講座」、「市民ふれあいまつり」や「食の健康フェスタ事業」のほか、保健推進員が行う地域内での回覧による周知活動などを行ってきているところであります。

こうした活動を通じ、受動喫煙による健康への影響と、その対策の必要性について理解を示していただける方が多くなってきており、町内会の集まりや会議中は禁煙にするなど、吸わない人に配慮した取り組みも徐々に広まり、市民の健康を守る意識の高まりを感じているところであります。

次に、自治体からの問い合わせ発生状況につきましては、昨年12月の条例制定から現在まで、行政視察として函館市、千葉県君津市の受け入れを行うとともに、神奈川県藤沢市、室蘭市や君津市の歯科医師会等からも問い合わせがあったところであります。

次に、市民アンケートの結果につきましては、昨年度に引き続き実施し、307名の方から回答をいただいたところであります。

受動喫煙という言葉の認知度につきましては、昨年が83.8%に対し、今回は91.2%となり、7.4ポイントの増、受動喫煙対策を進めることに賛成の方は、昨年が80.5%に対し、今回は82.7%と2.2ポイントの増、新たに加えた項目である条例制定に関する認知度につきましても、83.8%の方が「知っている」と回答されていることから、一定のご理解をいただいているものと判断しているところであります。

次に、条例の対象から除外した事業者への働きかけについてであります。これまでの

周知活動は、第1種及び第2種の対象となる施設を中心に取り組んできており、適用除外業者の方々へ直接訪問するなどの具体的な活動は行っていません。ところが、現在、飲食店におきましては、自主的に時間分煙に取り組まれている事例は承知しており、こうした取り組みがますます進むよう期待していると同時に、今後とも情報の提供やその必要性の周知に取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

次に、条例制定による効果につきましては、保健推進員協議会などの健康づくり組織におきまして、「受動喫煙防止対策と運動による健康づくり」の実現に向けて、これまでも日々の実践活動に取り組んできておられますが、条例制定後は、さらにその認識が深まり、共通認識が広まっていることが大きな効果であると考えているところでもあります。

また、本市の取り組みが注目されたことにより、道内外における研修会での事例発表や全国健康保険協会北海道支部より、本市と連携した健康づくりの提案があったほか、新聞、テレビ等のメディアで全国的に取り上げられたことで、大きな波及効果があったものと考えているところでもあります。

なお、課題といたしましては、福祉施設におきまして、受動喫煙防止対策が講じられていない施設があることなどから、受動喫煙が健康に及ぼす影響とその対策について、幅広く市民の皆様にご理解いただくための継続した周知が必要であると考えているところでもあります。

次に、農業「ツルコケモモ」栽培についてですが、ツルコケモモは、湿地に多く

自生しており、美唄市においても自生しておりますが、湿地が減少するにつれて、自生地も減少していると伺っております。

このため、道立総合研究機構林業試験場におきましては、美唄市の湿地資源の保護と、経済的に資するものとしての活用を目的として、ツルコケモモの栽培技術研究を行っており、平成23年に試験管の中で挿し木をするという手法で、「クローン」をつくって増やす技術を開発し、今後、果実を多くつける遺伝子を選別することで、優良系統の苗づくりを行い、数年内に野外でも試験栽培を始めたいと伺っております。

湿地以外での栽培につきましては、今後の研究成果次第ではありますが、苗の商品化による鉢植えや農業用ハウス施設における栽培、ほ場を活用した露地栽培などの方法が考えられると伺っているところでもあります。

また、ツルコケモモの種類に近い小果樹のグランベリーを原料に、ドリンクやヨーグルト、サプリメントなどの商品が販売されており、ツルコケモモにつきましても、市場価値が高まる可能性はあるのではないかと考えております。

現在、商品化されているハスカップにつきましても、湿地の開発から逃れ、農協が生産促進に取り組んだことがきっかけとなり、今の栽培規模となってきたことから、ツルコケモモにつきましても、農家の副収入として期待できるのではないかと考えておりますが、現段階では普及に向けた栽培方法などの試験研究段階でありますので、農協や関係機関と連携して情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、保育士の給与改善等についてであります。初めに、本市における待機児童の実態につきましては、現在、各保育所において待機児童はないところであります。

次に、給与水準の実態についてであります。本市の保育士の初任給につきましては、短大卒で15万7,300円となっており、本市を含めた道内全市が国の行政職給料表を適用しておりますことから、初任給基準に若干の差はあるものの、ほぼ同水準の状況となっております。

また、へき地保育所の保育士の給料につきましては、市の給料表をもとに特別保育事業協議会が独自に設定しているところであります。

なお、職場環境改善についてであります。ピパの子保育園におきましては、パソコン設置台数の増により、保育士間の情報教育や保育所事務担当者を保育園に配置したことで、事務の効率化が図られているところであります。

なお、市内の民間保育所における給与水準の実態及び職場環境改善につきましては、承知していないところであります。

なお、美唄市における最低賃金の実態につきましては、経済部長から答弁させます。

●議長小関勝教君 経済部長。

●経済部長市川厚記君 美唄市における最低賃金の実態につきましては、私から答弁させていただきます。

本市における最低賃金の現状であります。昨年11月に実施した平成27年度美唄市労働基本調査によりますと、パートタイマーの1時間当たりの賃金は、男性で764円から1,125

円で平均868円、女性で764円から1,000円で平均806円、全体平均は829円となっております。

職種別では、技術系男性で、1時間当たり780円から1,042円で平均901円、女性で764円から800円で平均792円、事務系男性で、1時間当たり764円から875円で平均801円、女性で764円から1,000円で平均815円、労務系男性で、1時間当たり764円から1,125円で、平均871円、女性で764円から1,000円で、平均801円であり、北海道の最低賃金764円を上回って支給されている結果となっております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 森川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教職員の時間外勤務等についてあります。教職員の時間外勤務等の実態につきましては、平成22年1月の北海道教育委員会による抽出調査の結果、授業日については、小学校では「教材研究・指導計画」「学校行事」が多くを占め、中学校では「部活動」「教材研究・指導計画」が多い状況にありました。

また、休日については、小学校では「学校管理下のクラブ活動」、中学校では「部活動」が最も多くを占めておりました。

本市におきましても同様の傾向があるものとされております。

改善策といたしましては、給与支給日や隔週の金曜日を定時退勤日とするほか、部活動の休養日の設定、会議の見直し、時間外勤務縮減等強調月間の年2回設定などの取り組みを行っております。

また、週休日等を長期休業期間中などに振り替える制度の活用のほか、修学旅行の引率業務や学校祭の事前準備などに従事した場合の週休日の振替や休憩時間の変更制度も活用されております。

次に、運動部活動における休養日の実施状況についてであります。すべての中学校において、休養日の設定を行っております。

また、放課後の部活動の時間については、スクールバスの時間も考慮し、放課後の2時間から3時間程度を限度としているほか、休日は原則、午前または午後のいずれかの時間帯で行うこととしておりますが、大会等が近い時期には、午前、午後とも活動する場合があります。

さらに、特定の教職員に負担が偏らないよう、可能な限り、複数顧問の配置を行っております。

次に、時間外勤務縮減モデル校の現状についてであります。北海道教育委員会では、平成21年度に教員の業務負担軽減の観点から、実効性のある業務改善に取り組み、教員の時間外勤務の縮減に資することを目的として、「時間外勤務縮減に係る業務改善事業」を実施し、本市は含まれておりませんが、全道で42校をモデル校に指定しております。

平成28年3月には、これまでのモデル校での取り組み等を踏まえ、北海道教育委員会により、「教職員の時間外勤務等の縮減のための実践事例集」が作成され、これを参考として、それぞれの学校の実情に応じた取り組みの推進が図られているところであります。

●議長小関勝教君 1番、森川明議員。

●1番森川明議員 それでは、自席から意見

を含めまして再質問をいたします。

1点目の受動喫煙防止条例についてですけれども「おいしい空気のまち美唄」、これは非常に響きとか、それとまた心を捉え爽やかな感じがしております。この条例によって、市民に浸透は着実に前進していると確信をしています。

例えば、駅に行けば、目のつくところにポスターが掲げられています。たばこは有害であると。また、小学生の学習「タバコフリー・キッズ in びばい」の企画も成功しました。自治体では栗山町も町民の機運が高まれば取り組むという姿勢を見せており、大きなうねりとなる可能性があります。

市民アンケートの結果も、受動喫煙防止という言葉が91.2%も認知度があり、これには評価をしています。特に、新聞、テレビのメディアに全国的に取り上げられた様子で波及効果があり、美唄市ということで、全国6カ所で勤務しましたが、長崎、愛媛の友人からも関心が寄せられました。

しかし、課題もあることも事実です。対象外の飲食店、パチンコ店、住居等という検証の上、どう広めて行くか、今後の取り組みに期待をいたしております。

そこで、再質問になるのですけれども、罰則についてです。

市の井門医師会長は、禁煙ジャーナル277号に罰則がない方が良いというレポートを掲載されておりました。対応を義務付けるためにも施設管理者等は神奈川県が行っている罰則を見習うべきと思っておりますが、その点については2カ月経過しましたので、市長にこの考え方を伺います。

2点目の農業ツルコケモモの栽培についてです。

答弁で状況を詳しく知ることができました。アスパラ、ハスカップ、そしてツルコケモモが美唄の特産品として、数年後といえども期待感でわくわくしています。それに健康食品が今ブームですから、商品化となりますと、研究成果次第で市場価値が高まるのは確実です。

ただ、市には4ヘクタールの湿原しかありません。それも農水省所轄の国有地と思われまます。苫小牧は1,457ヘクタール、根室は3,840ヘクタール、釧路が5,586ヘクタール、稚内は438ヘクタールで、多くの湿原があるということが、どうしても有利になるのです。市のように過去、明治、大正時代は2,803ヘクタールの湿原・面積がありましたが、現在、4ヘクタールまで減少。実に99.84%の変化率となってきました。

再質問は、栽培湿地の客土による土地改良、基盤整備された土地、湿地と関係のない土地でも可能なのか、この辺が非常に気になります。現在、情報を得ている範ちゅうの中で、再度お伺いをいたしたいと思えます。

3点目は、最低賃金の現状についてです。市の実態を知ることができました。パートになります。1時間平均が男性868円、女性806円、全体で平均829円という答弁でした。

技術系、事務系、労務系と、それぞれ職種によって違いますけれども、いずれも764円以上が支給されているという現状の答弁でした。

実は、日曜日に必ず新聞に折り込まれるエスタニュースがあるわけですがけれども、市も

市立病院の看護師募集で掲載されたこともあります。賃金の実態を知るのに電卓をたたいて調べてみますと、多く募集し、毎回人員が非常に多いセイコーマート等はやっぱり最低賃金をきちんと守っている状況にあります。

最低賃金の目安を決める中央最低賃金審議会、現行は、都道府県ごとに大きな都市圏で賃金が高いAから、過疎地を抱え、最低賃金の一番低いDまでの4つにランク分けをし、引き上げ額の格差をつけています。

北海道は、AからDまでのランクでCに該当し、最低賃金が高いほど人口が増え、低いほど減少するという実態が浮かび上がっています。

この格差を固定するランク別をやめ、全国一律に確立することが人口流出の歯止めとなります。地域経済活性化も緊急の課題でもあります。

全労連の調査では、最低賃金は1,500円必要であると調査結果を強調していました。人間らしい最低限の生活のためには、全国どこでも月22万円から23万円、これは時給1,500円になりますが、必要なのです。

憲法25条にある健康で文化的な最低限度の生活を保障することが急務で、まだまだ隔たりがあることも事実です。各事業者それぞれの実情もありますけれども、地方の活性化は、賃金ベースを上げることです。この件について再質問はありません。

保育士の4点目は、給与改善等についてです。

市内の保育士の給与実態がわかりました。全市が国の行政職俸給表内の適用を受け、特別保育事業協議会も独自に設定しているもの

の、ほぼ同水準の状況にあるという答弁でした。

待機児童は市はゼロとのこと。

新聞等では、道内はまだ94人おり、内訳は旭川市40人、稚内市13人、倶知安町が8人、札幌市が8人、合計12市町に該当しているということです。

全国では2年連続増え続け、2万3,553人、これはもう整備も追いつかず、膨大な数となっております。

特に東京都は8,466人、小池知事も解消に今力を入れています。

政府も2017年度末までにゼロにするという目標を掲げ、都市部を中心に対策を講じていますが、なかなか前進しないという現状らしいです。

8月26日に厚労省は政府へ概算要求として31兆円計上しました。そのうち待機児童対策に1,169億円、保育園など受け皿整備に712億円配分しています。

このように、事業者予算重点配分をし、保育士の水準を促進するという一方で、職場環境の改善、長く働き続ける環境づくりが必要とされていますので、自治体としてさらに国・道に対する要望を機会あるごとに行っていただきたいということを要請いたします。

5点目の教師の超過勤務についてです。

教師の超過勤務について答弁いただきました。新聞紙上でもこのところ取り上げられ、構造的な問題があるようです。

今まで何度も定例会で、この件について質問してきましたけれども、道教委もさらに、市でも縮減に向けての努力はしていますけれども、まだ、大きな成果は見られません。

特に、部活動における超勤です。文科省によりますと、2014年に部活動でけがをした中学生は19万人、中学生の約5%にも達し、教える教師も生徒も大変で、加熱しすぎの部活動が多忙に拍車をかけ、長時間労働、また、けがも多いことにつながっており、顧問を担う教師の6割以上が、その指導に負担を感じているというデータもあります。

さらに人間関係などで何らかの悩みを抱えたことを発端に、部活動にも負担を感じ始めている傾向が強いです。何度も言いますがけれども、クラブ活動の過熱で、子どもの病弊、教師は過労気味なんです。

ある新聞に部活動について、教師の本音が載っていました。バレーボール部に熱中している教師、教科指導では、教科書をしっかりとこなさなければいけない訳で、部活動では自由に創造的な活動ができ、生徒が一瞬にして輝くことがあり、これ等に教科書指導ではなかなか体験できない、多くの教師が部活動にはまってしまふとのことでした。また、他の部活動は目いっぱい活動しているのに、自分の部活だけ活動時間を短くできない、同調圧力だと指摘しています。9月8日に道新の卓上四季に、教育長も読んだことと思いますけれども、以前の個性的な先生が登場したドラマ、最近の先生はこうしたドラマとは別の忙しさに追われています。

OECDによりますと、世界34カ国、地域の中学校教師の中で、日本の先生は、この時間は最長だということです。質問で指摘したように、内容は部活動など、課外活動や書類作成などに費やす時間が飛び抜けて世界的でも長いということです。

反面、学級の運営や、教材資料の自己評価は最低で、心ゆくまで生徒と触れ合っていない、残念だ、こう結んでいます。どう思いますか。

部活動超過に重きを置きましたが全体的な答弁によりまして、7点を再質問いたしたいと思います。

①2013年の道教育委員会の5つの重点項目、これは私自身も相当に踏み込んでおり対策として、評価をしているわけで、この重点項目が遵守され、超勤が縮減されるわけですが、依然として超勤が続いている。これは、現状はやはり教師不足が大きな要因ではないかという点

②小規模校と複式校とでは、超勤の差はあるのかどうか

③実態調査では、休養日指定が行われている3%と低く、市の実態は何%くらいになるのか

④土曜・日曜の出勤、部活動を除いて、実態はあるのかどうか

⑤部活動の指導、部外指導者に依頼をすることはできないのかどうか

⑥2014年からのモデル校42校、空知は岩見沢市の小学校、中学校各1校と新十津川農業高校であった。その後、道教育委員会はそのように42校を設定し、指定をしているのか。美唄市には全く該当がなかったのか

⑦モデル校の実例集、特に相対的にどの点を改善すべきと強調しているのか。個々の学校に応じた取り組みにより、全体的な取り組みの方が効果があると思われるけれども、どうか。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、施設管理者等に対する罰則規定についてであります。罰則規定に盛り込む条例の改正につきましては、現時点で具体的には決めてはおりませんが、市民及び事業者からのご意見等をしっかり聞き取り、さまざまな観点から検討を加えた上で、必要に応じて的確に判断してまいりたいと考えております。

次に、湿地以外での栽培についてであります。林業試験場からは、今後の研究成果次第では、ほ場を活用した露地栽培などの方法が考えられると伺っておりますので、研究の成果に期待したいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、時間外勤務の要因についてであります。教職員定数の改善により、時間外勤務の解消を図ることは有効な手段と考えられますが、例えば、学校行事の事前準備、登下校時の交通安全指導、旅行の引率、保護者対応など、増員だけでは解消できないさまざまなものも含まれている状況もございます。

次に、学校規模の違いによる時間外勤務の状況についてであります。学校規模の大小に関わらず、部活動の担当には全教員が割り当てられております。

しかし、例えば、学校ごとの教育課題への対応や生徒指導など、小規模校に比べると規模の大きな学校で勤務時間外の対応が多い傾向が見られます。

次に、中学校の部活動での休養日の設定についてであります。本市では、すべての中

学校で設定され、実施されているところがございます。

次に、休日出勤についてでございますが、部活動以外では、学校行事の事前準備などでの対応で出勤することがあります。

次に、部活動の外部指導者についてでございますが、外部指導者を依頼することは可能であり、お願いをしているケースもあります。

しかし、法令上の身分の問題や報酬の支給、引率などの課題があることから、現在、国において、その役割や責任の明確化を含め、検討されているところがございます。

本市としても、新たな制度化による配置の充実に期待をしているところがございます。

次に、モデル校についてでございますが、平成21年度における指定により、1年間の取り組みを終えて、その後の指定は行われておりません。

また、本市においては、モデル校に指定された学校はありませんでした。

次に、実践事例集についてでございますが、この事例集は、さまざまな具体的な事例を示したものであり、それぞれの学校の実情に応じて、取り入れることができるものを活用してほしいという趣旨であります。

なお、この実践事例集には、本市の実践例も2件取り上げられております。

●議長小関勝教君 1番、森川明議員。

●1番森川明議員 1点だけ教育長にお伺いしたいと思いますけれども、今、答弁のありましたモデル校の実践事例集、この中で本市からは2点が取り上げられたという答弁でした。その学校あるいは内容について、お答えいただきたいと思っております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員の質問にお答えいたします。

本市の実践例についてでございますが、東小学校と教育委員会の取り組みが紹介され、東小学校では、「職員会議の効率化」を図る取り組みとして、ICT環境を利用し、サーバーのホルダーに資料を入れる環境を整え、印刷・配布に時間をかけることなく早期の資料閲覧を可能とした事例が紹介されました。

また、教育委員会の取り組みとしては、教員1人1台のパソコン配置による校務の効率化を図った事例や、学校支援地域本部事業で確保した学校ボランティアの活用により、教員の負担軽減と、子どもたちと向き合う時間を確保した事例が紹介されております。

●議長小関勝教君 一般質問中ですが、山崎議員の一般質問は午後からといたしたいと思っております。

午後1時まで休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 0時59分 開議

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山崎議員の質問から入ります。

8番、山崎一広議員。

●8番山崎一広議員（登壇） 平成28年第3回市議会定例会にあたり、大綱5点について、市長並びに教育長にお聞きいたします。

大綱の1点目は債権管理条例についてであります。

本市の現状について伺います。近年、カー

ドローンや携帯電話料金、通信カタログ販売、パチンコ依存症などで、支払いが困難となり、自己破産する方々が増えてきておりますが、自己破産したものの、自宅や公共料金等、いわゆる債権がそのままになり、残っている状況が見受けられますが、民法上の時効の成立には、時効の援用がないと時効が成立しないので、退去者で行方不明者や死亡生活保護者、自己破産したものの債権がそのまま残っているのが現状です。

そこで、なぜ債権管理条例が必要とされるのか、時効経過後に当事者、いわゆる債権者・債務者が時効の利益を享受するかどうかは、民法第145条債務者が支払うと債務者の時効の利益が失われます。債務者から免除として権利放棄することで、債権が消滅する公債権は、時効の利益を当事者に任せる不安定な状態におかず、債権・債務を早急に収束させ、時効の援用には必要なく、行政側で判断できるように、時効により消滅すると規定されております。

時効が経過しても債権が消滅していない以上、不安定な状態を解消し、見込みのない債権を解消させるため、権利放棄が必要であり、権利放棄は自治体の財政上の権利を消滅させる意思表示であり、議会の議決が必要であり、一定の事由が求められるのです。

自力の執行権のない司法上の債権、公共料金や水道料使用料など、消滅時効については、民法の規定が適用となり、時効の援用が必要となり、債権・債務は消滅せず、債権管理上、さまざまな問題が生じてきます。

この債権を不納欠損処分、いわゆる債権放棄や免除とするには、先ほど言いましたが、

原則、議会の議決が必要ですが、債権管理条例の制定について、近隣他市の現状と本市ではどのようになっているのか、その比較とあわせて、今後どう取り組んでいくのか伺います。

大綱の2点目は、美唄市人口ビジョンについて、本市の現状について、1つ目に、移住・定住対策の取り組みについてであります。これまでの過疎対策として、大都市への人口流出などの社会減が問題となっていましたが、現在では、社会減と自然減が同時に発生しており、人口減少対策は待ったなしの状況との危機感を持つことが大事であります。

移住・定住を促進する上で最も重要と考えているのは、移住を希望される方への相談体制の充実です。

また、子育て対策を同時に取り組むことも重要であると考えていますが、大事なのは、移住を希望される方々の視点に立ち、さまざまな施策を検討していく必要があります。

市長は、コアビバイの中にサイクリングの観光発信として、ツアー事業会社の支店を開設、また、旧ダム事務所住宅を改修し、市外からの観光客の受け入れにご尽力されており、評価するところでありますが、そこでお伺いします。

本市のこれまでの取り組んできた内容と短期滞在のちょっと暮らしや移住を検討されている方の問い合わせは何件あったのか。

また、新築住宅などを購入した方に対する助成制度の昨年度27年度の運用実績と今年度、現在までの状況について伺います。

さらに、今後における新たな施策・取り組みがあればお聞きいたします。

その2つに、コンパクトシティについて伺います。

その1、地域公共交通網形成計画です。住生活基本計画との整合性についてですが、日本の人口は2008年、平成20年を境に、人口減少局面に入り、今後、加速的に高まっていくことが見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年頃には毎年100万人程度減少すると推計されております。

このため、国は平成26年にまち・ひと・しごと創生法を制定し、美唄市人口ビジョンでは、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの趣旨に基づき、本市における人口の現状の分析を行い、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したのですが、3月の定例会でもお聞きいたしました。現在の市街地を基本として、用途地域の見直しを行い、コンパクト構想の策定に29年度中に取り組むといわれましたが、3月までに策定されました美唄市地域公共交通網形成計画では、ニーズや課題として、土地利用、人口減少、高齢化、公共施設、マスタープランなどをあげており、12号線の中央バスや市民バス西・東線、乗合タクシーなど、さまざまな観点から検討する必要があると謳っており、さらには、美唄市住生活基本計画では基本目標の3つ目でいわれておりますコンパクトなまちづくりの方向性に対応した住環境づくりと謳っており、これら2つの計画と、どのように整合性を図り進めていくのか、現状をどのようにとらえているのか伺います。

その2つに、旧美唄工業高校校舎の解体時期についてです。来年度、解体時期は実際の

つごろになるのか、どのような話で進んでいるのか、あわせてグラウンド横の教職員住宅について、道が検討するといわれておりましたが、その後どのようなになっているのか、また、尚栄高校野球部がグラウンドを野球部専用グラウンドとして活用しており、校舎は仮に解体してもグラウンドは残すべきと考えますが、今後、どのようなになっていくのか、現時点でよろしいので、現状についてお聞きいたします。

大綱の3点目は表彰についてであります。市政功労、栄誉を讃えて、市民栄誉賞、名誉市民についてお聞きします。それぞれの対象者を関係課で選考し、そして審議会等を経て決めていくものと承知しておりますが、改めてお聞きします。これら受賞される方々を表彰するにあたり、どのような選考基準・方法で表彰していくのか、お聞きします。

大綱の4点目は、公共施設等総合計画について伺います。

1つ、公共施設計画について、その1つとして、市営球場の改修計画についてですが、市営球場の改修計画は、今後どのようなになっていくのか、来年度以降の計画が現段階でわかれば教えていただきたいと思っております。

その2つに、市営球場以外、その他公共施設、スポーツ施設とも含み、広域的使用の考え方について、私はさまざまな公共的施設を整備していくには、莫大な資金が必要であり、人口ビジョンでもいわれているとおり、人口減少が一層進む中において、お金をかけて整備するより、各種スポーツ施設等を中心に他の公共施設の近隣市町と連携を図り、利用方法や整備内容を含め、協議していく必要が大事と考えております。莫大な費用をかけず修

繕や修理を最小限に抑えて進めるべきと考えますが、そのことについてお聞きいたします。

3つ目に、公共施設等総合管理計画の策定状況についてお聞きします。

大綱5点目は、危機管理についてであります。

市内の空き家対策について、平成26年4月に美唄市空き家条例適正管理に関する条例が施行されましたが、1年半を経過し、今年の冬は平年並みではありましたが、近年の降雪状況を見ますと、大変危険な建物が多く見受けられますが、空き家に関する相談や情報提供など、近所に住まわれている方々からの問い合わせが何件あったのか、現在までの空き家の適正管理の条件について伺います。

その2つに、障害者施設の不審者状況についてであります。

記憶にも新しい神奈川県相模原市で起きた障害者施設での事件は、戦前戦後の日本で起きた殺人事件で最悪の事態として多くの方々の心を震撼させたことはいまだに記憶に残っており、亡くなられた方々には無論、関係者各位に心からご冥福を申し上げますとともに、二度とこのような事件が起きないことを強く望むものであります。

そこでお聞きします。本市においても、同様な施設が多くあることは承知しておりますが、この事件後、国や道、さらに本市では、どのような対策がとられているのか、お聞きします。

その3つに、市内の小中学校、幼稚園、保育所等への部外者侵入についてであります。前段申しましたことと同様に、市内の小中学

校、幼稚園、保育所等への部外者侵入についての対策を講じておられるのかお聞きします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 山崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、債権管理条例について、本市の現状についてであります。債権管理条例につきましては、美唄市では制定しておりませんが、行政債権には、公債権と私債権があり、公債権の主なものといたしましては、市税となりますが、法律により課税・徴収・滞納処分・債権消滅までを自立執行することができることとなっております。

それに対し、私債権である住宅使用料や水道料金等は、滞納処分をするためには、裁判所への手続きが必要であり、債権消滅には、民法上の規定が適用となるため、債務者からの時効の援用がされなければ、消滅処理ができないこととなっております。

そのため、将来的に収納が不可能であると判断されても、債務者からの援用がされなければ、不良債務として残ってしまうという問題点がございます。

このことから、私債権につきましては、収納を第一としながらも、消滅時効までを規定した条例の制定が必要であると考えているところであります。

他市の現状といたしましては、全道35市の6割にあたる20市が条例を制定しており、空知10市の制定状況につきましては、6市が条例制定済みであり、2市が管理マニュアルがありで条例なし、残りの2市が私債権の統一した管理マニュアルも条例もなしという状況であります。

今後の取り組みにつきましては、現在、私債権の担当課による管理条例制定に向けた打ち合わせ会議を数回行っており、内容といたしましては、収納業務を確実に進めるために、各滞納者の状況を記載した台帳整備を中心として話し合いを進めており、その結果として、収納が不可能と判断されたものに対しては、条例により債権の消滅を行うということができるよう協議を進めているところであります。

このため、条例の制定につきましては、今年度中に議会への上程を予定しているところであります。

次に、美唄市人口ビジョンについて、本市の現状についてであります。移住・定住対策の取り組みにつきましては、昨年度策定した本市の人口ビジョンでは、少子高齢化や地域経済の影響により、自然減や社会減が今後も継続することが推計されておりますことから、移住・定住の促進を図ることは、まちづくりを進める上で大変重要であると考えております。

そのため、美唄市移住・定住推進協議会の皆様方と一緒に、ちょっと暮らしの取り組みや大阪での北海道暮らしフェアへの出展のほか、市内企業 23 社の市外に居住されている従業員の方に対する移住・定住に関する意識調査や新築住宅等の購入に関わる助成制度の PR 活動など、積極的な情報の発信や収集に努めてきたところであります。

また、子育て世帯をはじめとした転入者の増加を図るため、新築住宅等を購入した方に対する助成制度に関して、本年度から 15 歳未満の子が 3 人以上含まれる場合に、3 人目以

降、1 人につき 10 万円を加算し、制度の拡充を行ったところであります。

次に、ちょっと暮らしについてであります。昨年度は、神奈川県や愛知県、大阪府から計 11 組、18 名の方が 303 日間滞在し、本年度は、和歌山県や大阪府、島根県などから計 9 組、12 名の方が 270 日間滞在する予定となっております。

次に、移住を検討されている方からの問い合わせについてであります。昨年度は 13 件、本年度は 6 件の問い合わせがあり、そのうち、新築住宅等を購入した方に対する助成制度の運用実績につきましては、昨年度は、札幌市や岩見沢市、砂川市などから 5 世帯 10 名が転入し、新築住宅 2 件、中古住宅 3 件の助成を行ったところであり、本年度は 3 件が手続きに向けて検討されている状況となっております。

次に、今後の新たな取り組みについてであります。協議会の皆さんと一緒に、旧美唄ダム事務所公宅を活用したちょっと暮らしや空き家バンクの創設に向けた検討など、移住・定住の促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、コンパクトシティについてであります。将来の人口規模に見合ったコンパクトな市街地形成に向けて、将来にわたって地域の活力を維持し、子育て世代、高齢者または障がい者が安全で安心して暮らせるコンパクトシティの構想を策定するため、「美唄市コンパクトシティ構想策定庁内検討委員会」を設置して、現在、策定をとり進めているところであります。

構想の策定にあたりましては、魅力あるま

ちづくりを進めるため、市街地周辺に点在する各地域への公共交通網を整備する「美唄市地域公共交通網形成計画」や、まちなか居住を促進する「美唄市住生活基本計画」との整合性を図り、さらなるまちなかのにぎわい創出に取り組んでまいります。

次に、旧美唄工業高校校舎の解体時期についてであります。北海道教育委員会では、昨年度に建設年次の古い実習棟の解体を行い、残りの管理棟につきましては、来年度の解体工事に向けて、本年度において、解体の実施設計を行っていると同っております。

また、教職員住宅につきましては、グラウンド北側の8棟22戸は4戸が入居され、西側の2棟4戸は1戸が入居されており、入居のない住宅につきましては、売却や取り壊しの予定は現在のところないと伺っております。

また、グラウンドにつきましては、校舎の解体とあわせ、バックネットや周囲のフェンス、付帯設備等を含め撤去を行い、更地にすると同っております。

次に、表彰について、市政功労、栄誉を讃えて、市民栄誉賞、名誉市民の表彰する選考基準と方法についてであります。初めに、「市政功労」につきましては、美唄市顕彰条例に基づき、地方自治や社会福祉、産業や教育・文化等に多大な功績のあった原則65歳以上の方を対象に、美唄市顕彰条例施行規則に定める表彰基準等をもとに選考し、経営会議に諮った後、美唄市政功労者表彰審議会からの答申を踏まえ、決定しているところであります。

次に、「栄誉を讃えて」及び「市民栄誉賞」につきましては、美唄市表彰規則に基づき、

表彰基準運用内規をもとに候補者を選定しており、「栄誉を讃えて」では、主にスポーツや文化などの分野で輝かしい活躍をし、その功績が顕著な方を対象に決定し、「市民栄誉賞」では、郷土の誇りとなる業績をあげ、広く市民から敬愛され、市民に明るい希望と活力を与えた方を対象に、経営会議に諮り決定しているところであります。

次に、「名誉市民」につきましては、美唄市名誉市民条例に基づき、永年、本市に居住を有する方または本市に特別ゆかりの深い方で、公共の福祉を増進し、学術、技芸、その他広く社会文化の振興または地方自治の進展に寄与し、その功績が卓絶であり、市民の尊敬を受ける方を対象に選考し、市議会の同意を得て決定しているところであります。

次に、公共施設等総合管理計画について、公共施設計画についてであります。初めに、「公共施設の広域的使用の考え方」につきましては、現在、策定中の公共施設等総合管理計画における施設の管理運営面で申し上げます。人口減少などを背景として、市税や交付税など、歳入予算に影響を及ぼすことが推計されておりますことから、施設の建てかえや長寿命化のほか、維持管理に要する今後の方針につきましては、施設のあり方も含め、検討を行うことが重要であると考えております。

次に、公共施設等総合管理計画の策定状況についてであります。昨年度策定した公共施設白書につきましては、4月に開催した「公共施設シンポジウム」や7月の「自治組織代表者会議」、「まちづくり地区懇談会」の場で、公共施設の現状につきまして説明をさせてい

ただき、意見交換を行ったところでもあります。

今後は、公共施設等における全般的な管理のあり方について庁内で整理を行い、計画の素案として、パブリック・コメント手続きを経て、計画の策定を予定しているところでもあります。

次に、危機管理について、市内の空き家状況と対策についてであります。平成 26 年 4 月に「美唄市空き家等の適正管理に関する条例」が施行されて以降、空き家の近隣にお住まいの方などから、管理不全の空き家についての相談や情報提供が、平成 26 年度は 33 件あり、そのうち、所有者に対応していただいたのは 16 件で、内訳といたしましては、破損箇所の修繕や雪庇、雪下ろし等が 4 件、解体撤去が 12 件、平成 27 年度は 61 件あり、そのうち対応していただいたのが 14 件で、内訳といたしましては、破損箇所の修繕や雪庇、雪下ろし等が 11 件、解体撤去が 3 件、平成 28 年度は 8 月末現在で相談が 12 件あり、修繕対応していただいたのは 2 件となっているところでもあります。

なお、条例施行前の平成 25 年度につきましては、70 件の相談があり、そのうち対応していただいたのは 10 件で、内訳といたしましては、破損箇所の修繕や雪庇、雪下ろし等が 9 件、解体撤去が 1 件となっております。

また、条例に基づき助言及び指導を行った結果、修繕や雪下ろし、あるいは解体撤去まで対応していただいた実施率は、平成 26 年度は 48%、平成 27 年度は 23%、平成 28 年度は 17%となっており、いずれも平成 25 年度の 14%を上回っており、条例の施行により空き家所有者の空き家に対する適正管理の意識を

高める効果が出ているものと考えております。

なお、助言及び指導を行った空き家所有者の中には、相続や経済的な問題を抱えている方もおられ、直ちに危険除去対応を実施していただけないものの、時間をかけて対応していただいている方もいらっしゃいますので、引き続き、根気強く助言・指導を行い、空き家の適正管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者施設への不審者対策についてであります。平成 28 年 7 月 26 日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設におきまして、多数の入居者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

このことにつきまして、北海道を通じて厚生労働省から通知が出され、各社会福祉施設等に対し、改めて、日中及び夜間における施設の管理・防犯体制や、緊急時の対応及び通報体制の構築など、管理者の安全確保を徹底していただくよう注意喚起されたところでもあります。

本市といたしましても、市が認定している基準該当サービス事業所である「びばい社協かがやきデイサービスセンター」並びに「社会福祉法人溪仁会デイサービスセンターすまいる」に対し、入所者等の安全確保と施設利用者やご家族への配慮につきまして、文書によりお願いしたところでもあります。

次に、保育所等への部外者侵入対策についてであります。ピパの子保育園では、保育時間中の玄関ドアは施錠されており、部外者の侵入を未然に防ぐ防犯対策として、カメラ付きインターホンで来園者を確認してから入園できるよう、職員室で開錠を行うとともに、

各保育室や廊下に設置した監視カメラのモニターにより、子どもたちの安全を見守るなどの対策を講じているところであります。

また、そのほかの公立保育所等におきましても、保育時間中の玄関は施錠し、来客があった場合には、必ず確認してから対応するなど、安全対策に努めているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 山崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、市営球場の改修計画についてであります。本年6月に市営球場改修工事の実施設計委託業務を発注し、明年3月に納品の予定となっております。

来年度以降の計画といたしましては、この実施設計に基づき、平成29年度に本部棟、バックネット及びダックアウトの改修工事を予定しており、平成30年度にはバックスクリーン、スコアボード、1塁側及び3塁側観覧席並びに外周フェンスの改修を、平成31年度には、内外野グラウンド及び駐車場等の外構工事を予定しているところであります。

具体的な工事の実施年度につきましては、球場の休止期間の短縮などを考慮しながら、国との調整を行い、さらに詳細な検討をしてまいりたいと考えております。

また、財源となる国の社会資本整備総合交付金の確保が重要でありますので、今後も全力をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小中学校、幼稚園の部外者侵入対策についてであります。小中学校については、授業中は施錠を基本とし、来校者については、インターホンや受付窓口により、用件や身元

を確認するなどをした上で対応をしています。

また、夜間・休日等については、警備会社による機械警備により、外部からの侵入防止の対策を講じているところがございます。

各学校においては、不測の事態に備え、学校経営計画の中で、不審者侵入時の対応方法などを整備し、教職員の役割分担や緊急通報の仕方などを確認しているとともに、美唄警察署のご協力をいただき、毎年、防犯訓練を実施しているところであります。

緊急事態が発生した場合は、あらかじめ決めている緊急放送等により、児童生徒を避難させるとともに、110番通報をし、安全確保を期すこととしております。

次に、栄幼稚園につきましては、毎年、不審者対策訓練を実施しているほか、園への来訪者に対しては、保育室側のドアを施錠し、インターホンによる対応により、用件や身元の確認などをした上で対応しております。

栄幼稚園は、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄と同じ建物の中にあり、オープンな状況にもありますので、緊急事態が発生した場合には、ワイヤレスインターホンにより、2階の「市民ギャラリー事務室」のNPO職員と連絡をとりあい、迅速な対応を図ることとしております。

また、小中学校と同様、あらかじめ決めている緊急放送等により、園児を避難させるとともに、110番通報し、安全確保を期すこととしております。

●議長小関勝教君 8番、山崎一広議員。

●8番山崎一広議員 自席から何点かお聞きします。

1点目、債権管理条例につきましては、今

ほどご答弁いただきました。現状もわかりましたし、近隣の状況も把握しました。今年度中に制定に向けて議会に上げるということで、ぜひ早急に進めていただきたいと思いますので、ご答弁はおりません。

それと、2点目のコンパクトシティ、移住・定住についてですけれども、これも答弁はおりませんが、改めて別な機会ですしたいと思います。

例えば、今年8月に甲子園に出た深川のクラーク高校ですとか、隣のまちの三笠高校、スイーツなどであのように子どもたちが多く来るといふ、移住・定住とは違いますけれども、こんな部分もちょっと視野、頭に入れても良いかと思っております。

改めて新規就農者のアイデアも含めて、別の機会にお聞きしたいと思います。

同じくコンパクトシティの地域公共交通の関係ですけれども、これは、美唄市人口ビジョンの中では、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの趣旨に基づいて、本市における人口の現状と分析を行い、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したものと書かれておりますし、また、人口ビジョンでは、4つの検討課題と4つの検討項目、それぞれ45ページ、46ページに書かれております。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、4つの目標を掲げております。これら両計画との整合性を図っていくのは当然ですが、これはあくまでも私の案ですが、例えば、南美唄地区、東明・落合・我路地区、茶志内・日東地区、峰延・光珠内地区、そして大きく括った農村地区、最後に母町地区と、

こういう6区域に分けて行っていくのも1つの手かと思っております。

持続可能な地域社会の構築に向けて、まちづくりについてどのように考えているのか、この辺もお聞きしたいと思います。

同じく人口ビジョン、美工の校舎、これも別な機会に改めてお聞きしたいと思いますけれども、地域医療の問題からして、あそこを残すべきか残さないべきか、すでに取り壊すという話も先ほど伺いましたけれども、私に入ってきている1つの情報としては、今回の激甚災害といわれております水害等で、ひょっとしたら予算が来年つかないかもしれないという話も入ってきております。それはまた別にしましても、グランド含めて、どういう形が良いのか、再度もう1回、計画の中も含めて検討されてはどうかと思っておりますので、これも改めて別な機会にお聞きしたいと思います。

大綱の3点目の表彰規定です。これは自治功労以外で、特に民生、産業、教育、その他、すべて65歳以上20年という勤続、経験年数20年という基準、栄誉を讃えて、市民栄誉賞については現状で良いのではないかと思いますけれども、この65歳以上、単に経験年数20年という基準もいかなものかなと思っております。

それと、名誉市民、現在まで6名の方がおられます。ただ、条例の第2条で長年本市に住居を有するもの、または本市に特別ゆかりの深い者で、公共の福祉を増進し、学術、芸術、その他広く社会文化の振興または地方自治の進展に寄与し、その功績が卓絶であり、市民の尊敬を受ける者に対して、その条例の

定めるところにより、美唄市名誉市民の称を贈ると書いております。ぜひともこの真ん中の方に書いております学術、技芸、その他広く社会文化の振興という部分も含めて、再度検討されてはいかがかと思っておりますので、その辺について再度お聞きします。

大綱の4点目、公共交通も特に答弁はいりませんけれども、実は一昨日、市長に来ていただきまして、全道大会が市営球場でありました。

先だつての8月20日・21日、特にここの部分が1番酷かったかと思えます。

本部席につきましては、膝箇所よりも上に水が溜まりまして、中にある冷蔵庫が2台、池の中で浮いているように横になってプカプカとしておりました。

グラウンドにつきましては、くるぶしまで浸かるくらい、ここは池だったのかなというくらい非常に水はけが悪い、確かに集中豪雨ということで、酷い雨が合ったかとは思いますが、現状は職員に来ていただいて見ていただきましたけれども、これは酷いねということで、暗渠の水抜き部分を含めて、バキュームで吸い上げてもらって、1つはきれいになりましたけれども、先だつての市長に来ていただいた土曜日・日曜日、金曜日にも土曜日にも早朝から連盟の方々が行って、水抜きも含めてきれいに試合ができるようにとり行われましたので、先ほどいわれました市営球場の改修について、3年間でやるということです、その辺も十分考慮していただいて、連盟関係者、その他関係者と十分協議をして、ぜひ良いものを期待したい、改修していただきたいと思えます。

最後の大綱5点目です。これにつきましては、すでに新聞等でご存知かと思えます。先月の8月6日の新聞だったかと思えます。室蘭市で、空き家の行政代執行が行われたと、新聞に報道されておりました。解体自体は100万から200万程度でしたけれども、土砂の撤去や土木工事で、作業費用が約800万まで膨らんだと。たった1軒解体するのに800万もかかるものといわれております。

また、8月19・20日の深夜の大雨も含めて、毛布等の資材確保、保存・保管場所の現状も膨らむ費用ということで、本市の危機管理が非常に、この辺もあいまいになってきていると思えます。

ましてや、先ほど言った行政代執行、これをもし本市もやるような形になりますと、膨大な一般財源が持ち出しされて膨らむ一方だと考えますので、この辺は、ぜひとも美唄市の考え方をきちっとまとめていかないと、大変なことになってしまうと思えますので、今後、行政代執行しろということではないですけれども、1つの事案・事例が出てきますと、当然言われる部分があるかと思えますので、この辺も、もし仮に実施するにあたっての場合は、美唄市の考え方も含めてお聞きしたいと思えます。

最後1点、市長に要望します。

平成25年に国が進める国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取り組みということで、会議所、特に食料備蓄拠点構想、そして本市のいわれているホワイトデータセンター構想、これら市民の財産、特に国民の命・財産を守る部分においては、本市の貴重な部分だと思えますので、道議、代議士

とも連携を図りながら、国・道に早急に要求・要望していただきたい。これはご答弁はいいりませんが、私から要望しておきます。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 山崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、コンパクトシティについてであります。構想の策定にあたりましては、母町地区及び郊外地の集落に、安心して住み続けられる持続可能な地域社会を構築するため、「美唄市公共交通網形成計画」において、公共交通ネットワークを強化して、効率的な交通網の形成を図り、各地区と市街地を結ぶことにより、郊外地に居住する市民の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、「市政功労」及び「名誉市民」の選考についてであります。今後におきましても、市政の振興発展に、特に功績があった方を讃えるため、関係する条例に基づき、市政への功績内容や活動状況を審議するなど、制度の適正な運用に努めてまいります。

また、「名誉市民」につきましても、社会文化の興隆もしくは市の発展に功績があった方を讃えるため、条例の制定趣旨を踏まえつつ、名誉市民制度の持つ意義と重要性に鑑み、慎重かつ適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、行政代執行についてであります。本市では、「美唄市空き家等の適正管理に関する条例」により、管理不全な空き家の所有者に対して、助言または指導を行ったにも関わ

らず、必要な措置を講じなかった場合には、勧告を行います。さらに、勧告にも応じない場合には、履行期限を定めて、必要な措置を講じるよう命令を行えることとなっており、この命令にも応じない場合には、行政代執行を行うことができることとなっております。

この行政代執行は、緊急性が高い危険な空き家を除去し、周辺住民の安全を確保する上で、有効な手段の一つであるとは思いますが、本市の場合は、所有者が不明である空き家も多く、また所有者が判明していても、解体費用を捻出するだけの資力がないと回答される方も多くおられます。

さらに、人口減により空き家が増加傾向にあることから、それらに対応していくこととなります。大きな財政負担を伴うこととなります。

このため、市民の安全確保に努めることは当然の責務ではありますが、自己責任で解体を実施していただいた方々との公平性、市の財政状況などを考えますと、行政代執行にあたりましては、慎重に検討していかなければならないものと考えています。

●議長小関勝教君 以上で一般質問を終わります。

●議長小関勝教君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1 時 4 3 分 散会